

表4 河川水質調査結果一覧表(濁水期)

調査日:平成31年1月29日(火)

天候 前々日 晴
前日 晴

項目	高麗川						宿谷川		小畔川				下小畔川		第二小畔川		南小畔川		環境基準		水浴場水質判定基準					
	諏訪橋上流		平谷川合流点下流		高麗川橋下流		鳥ヶ谷戸橋下流		小畔川橋上流		境橋上流		中田橋下流		上之條公会堂下流100m		落合橋上流				神流橋上流		適		可	
	一般	水生生物	一般	水生生物	一般	水生生物	一般	水生生物	一般	水生生物	一般	水生生物	一般	水生生物	一般	水生生物	一般	水生生物	一般	水生生物	A類型(生物A)	B類型(生物B)	水質AA	水質A	水質B	水質C
採水時刻(時分)	12:02		12:35		13:32		13:56		11:25		9:06		9:27		10:47		10:21		9:54							
天気	晴		晴		晴		晴		晴		晴		晴		晴		晴		晴							
採水位置	流心		流心		流心		流心		流心		流心		流心		流心		流心		流心							
採水水深(m)	0.10		0.10		0.10		0.10		0.10		0.10		0.10		0.10		0.10		0.10							
気温(°C)	6.0		8.0		7.9		7.8		8.1		5.2		4.4		8.0		6.0		6.4							
水温(°C)	2.8		3.8		7.0		6.8		5.6		4.9		4.1		4.7		4.0		6.9							
色相	無色透明		無色透明		無色透明		無色透明		無色透明		無色透明		無色透明		無色透明		無色透明		無色透明							
臭気	無臭		無臭		無臭		無臭		無臭		無臭		無臭		無臭		無臭		無臭							
油膜の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無		無							
透視度(cm)	100以上		100以上		100以上		100以上		100以上		100以上		88.0		100以上		100以上		100以上							
水素イオン濃度(pH)	8.4		8.4		8.3		8.1		7.9		7.9		8.0		8.0		8.0		8.1		6.5以上8.5以下					
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	1.3		1.4		0.8		<0.5		0.9		9.6		7.2		2.5		1.4		0.9		2以下	3以下				
浮遊物質(SS)(mg/L)	<1		1		<1		6		2		2		2		10		3		1		25以下	25以下				
溶存酸素量(DO)(mg/L)	16.0		15.3		14.9		13.7		12.8		8.1		12.5		13.4		13.7		11.6		7.5以上	5以上				
大腸菌群数(MPN/100mL)	33		330		33		790		1700		2400		3300		1300		2800		2400		1000以下	5000以下				
全亜鉛(mg/L)	<0.003		<0.003		<0.003		<0.003		0.004		0.10		0.031		0.027		0.007		0.011		0.03以下	0.03以下				
ノニルフェノール(mg/L)	<0.00006		<0.00006		<0.00006		-		-		-		0.00006		-		-		<0.00006		0.001以下	0.002以下				
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	1.1		2.4		1.3		1.9		3.8		7.8		6.9		4.5		4.2		5.6				2以下	5以下	8以下	
糞便性大腸菌群数(CFU/100mL)	13		66		5		27		1300		730		1000		380		110		510				不検出(検出限界2CFU/100mL)	100以下	400以下	1000以下
水浴場水質判定基準判定結果	適(水質A)		可(水質B)		適(水質A)		適(水質A)		不適		可(水質C)		可(水質C)		可(水質B)		可(水質B)		可(水質C)							

- 1)環境基準類型の()は参考であることを示す。
- 2)網掛けは環境基準または水浴場水質判定基準に適合していないことを示す。
- 3)「水浴場水質判定基準(環境省)」については、油膜の有無、化学的酸素要求量(COD)及び糞便性大腸菌群数については、環境基準類型「A」及び「(A)」の河川は水浴場判定基準の「水質AA」及び「水質A」と比較し、「B」及び「(B)」の河川は「水質B」及び「水質C」と比較を行った。
- 4)本調査では調査地点の水深が浅いため、透明度盤が使用できないことから透明度にかえて透視度を測定した。よって、判定基準との比較は行わなかった。
- 5)糞便性大腸菌群数の「不検出」とは、検出限界未満を示す。
- 6)△は定量下限値未満を示す。